

2019 年 11 月 18 日

各 位

会社名 大和証券投資信託委託株式会社
(管理会社コード：13054)
代表者名 代表取締役社長 松下 浩一
問合せ先 経営企画部 岡田 美範
(連絡先 03-5555-4946)

ダイワ上場投信ートピックス・コア30／東証電気機器株価指数／東証銀行業株価指数 繰上償還および重大な約款変更（確定）のお知らせ

当社は、以下のETF（上場投資信託）につきまして、繰上償還および重大な約款変更（以下「付随する約款変更」といいます。）を行うため、法令の規定に従い異議申立手続きを行いました。その結果、各ファンドについて、異議を申立てた受益者が保有する基準日（2019年9月12日）現在の受益権口数が、各ファンドの同日現在の受益権総口数の2分の1を超えなかったことから、予定どおり、2019年12月19日付で約款変更を実施し、2019年12月20日を信託終了日として繰上償還いたします。

日ごろの皆さまからのご愛顧に対しまして心より御礼を申し上げますとともに、今後ともお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象ファンド名（コード）

ダイワ上場投信ートピックス・コア30 (1310)
ダイワ上場投信ー東証電気機器株価指数 (1610)
ダイワ上場投信ー東証銀行業株価指数 (1612)

2. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程

・買取請求開始日	: 2019 年 11 月 20 日（水）
・買取請求終了日	: 2019 年 12 月 9 日（月）
・約款変更実施日	: 2019 年 12 月 19 日（木）
・信託終了日	: 2019 年 12 月 20 日（金）
・償還金支払い開始日	: 2020 年 1 月 28 日（火）

3. 東京証券取引所における売買に関する日程

・「整理銘柄」への指定	: 2019 年 11 月 18 日（月）
・東京証券取引所における最終売買日	: 2019 年 12 月 18 日（水）
・上場廃止日	: 2019 年 12 月 19 日（木）

4. 繰上償還および付随する約款変更の内容および理由

<内容>

- ① 信託期限を無期限から2019年12月20日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ② 金銭での支払いによる償還を行えるように変更します。

<理由>

- ① 各ファンドは2002年3月28日に設定され、17年にわたり運用を続けてまいりましたが、残高が増加せず、信託約款において繰上償還することができると定める受益権口数を下回っている状況です。今後も、残高の増加が見込みにくいと判断したため、以下の信託約款の規定に基づき、繰上償還を行います。

信託約款第49条（信託契約の解約）第1項（抜粋）

委託者は、受益権の口数が200万口（※）を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

※ ダイワ上場投信－東証銀行業株価指数については、2,000万口

- ② 繰上償還を円滑に行えるようにするため、信託約款の所要の変更を行います。

5. 償還金のお支払い

償還金につきましては、2020年1月28日からお支払いする予定です。

1口当たりの償還価額は、当ファンドの信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額となり、確定いたしましたら、当社ホームページにてお知らせいたします。

償還金のお受取方法は、受益者の方がお取引されている証券会社に対して償還日（2019年12月20日）時点で指定されている「配当金受領方法」によって異なります。

配当金受領方法	償還金のお受取方法
株式数比例配分方式 配当金領収証方式	領収証（もしくは払出証書）を受益者へご郵送いたしますので、ゆうちょ銀行もしくは郵便局へ持ち込むことで、償還金をお受け取りください。
登録配当金受領口座方式 個別銘柄指定方式	受益者が証券会社に対して指定されている口座に振り込まれます。

※ お取引されている証券会社に対して、例えば、「株式数比例配分方式」の指定を解除し、「登録配当金受領口座方式」を指定されますと、当ファンド以外に保有されている銘柄の配当金のお受取方法も変更されてしまいますので、ご注意ください。

（注 1） 国内の個人受益者が少額投資非課税制度（NISA）の口座で当ファンドを保有されていて、当ファンドの償還金受領時に譲渡益が発生する場合、当該譲渡益についてはNISAが適用されないため、確定申告を行う必要があります。

（注 2） 国内の個人受益者が特定口座で当ファンドを保有されていて、当ファンドの償還金受領時に譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡所得等との損益通算はできません。ただし、個別に確定申告をして損益通算を行うことは可能です。

（税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。）

6. 繰上償還および付随する約款変更に関する異議を申立てた受益者の買取請求

上記の繰上償還および付随する約款変更に関する異議を申立てた受益者は、法令（※）に基づいて、2019年11月20日から同年12月9日までの間に、各ファンドの受託会社に対して、同年9月12日時点で保有する受益権について、当該信託財産をもって買取を同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、異議を申立てた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

※信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条による改正前投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2

7. 取得申込および交換請求の停止

繰上償還および付随する約款変更が実施されることとなりましたので、各ファンドの取得申込および交換請求は、2019年11月20日以降、受け付けないこととします。

8. 対象株価指数との連動終了予定について

繰上償還に備え、2019年12月13日に運用停止の投資行動（保有する有価証券の売却）を実施する方針であり、同日以降、各ファンドの基準価額は対象株価指数の値動きに連動しないこととなる予定です。お含み置きください。

9. 信託約款の新旧対照表

変 更 後	現 行
(信託期間) 第5条 この信託の期間は、<u>信託契約締結日から2019年12月20日までとします。</u>	(信託期間) 第5条 この信託は、<u>期間の定めを設けません。</u> <u>ただし、第49条第1項および第2項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</u>
(信託の計算期間) 第36条 この信託の計算期間は、毎年7月11日から翌年7月10日までとします。ただし、第1計算期間は、<u>2002年3月28日から7月10日までとし、最終計算期間は、2019年7月11日から2019年12月20日までとします。</u>	(信託の計算期間) 第36条 この信託の計算期間は、毎年7月11日から翌年7月10日までとします。ただし、第1計算期間は、<u>2002年3月28日から7月10日までとします。</u>
(名義登録と収益分配金および償還金の支払い) 第41条 (略) ②～⑥ (略) ⑦ <u>償還は、信託終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託者に登録されている者（以下「信託終了時受益者」といいます。）を信託終了日現在における受益者として、当該信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。この場合、信託終了時受益者が信託終了日における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、委託者および受託者は当該所有者に対して償還金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載また</u>	(名義登録と収益分配金の支払い) 第41条 (略) ②～⑥ (略) <u>(新 設)</u>

変 更 後	現 行
<u>は記録が行なわれます。</u> ⑧ <u>信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたり元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。</u> ⑨ <u>前項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</u> ⑩ <u>受託者は、支払開始日から10年経過した後に、第7項の信託終了時受益者にかかる償還金の未払い残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</u>	<u>（新 設）</u> <u>（新 設）</u> <u>（新 設）</u>
第47条 <u>（削 除）</u>	<u>（信託終了時の交換等）</u> 第47条 <u>委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引き換えに交換するものとします。この場合は、第44条および第45条の規定に準じるものとします。</u> ② <u>委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。この場合には、当該指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</u> ③ <u>信託終了に際して、委託者が信託終了に関して指定する指定販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとします。交換により引渡される株式に当該指定販売会社の自社株式等が含まれる場合には、委託者は、受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。</u>

変 更 後	現 行
(償還金の時効) 第48条 受益者が、<u>償還金</u>について、<u>支払開始日</u>から10年間その<u>支払い</u>の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。 (質権口記載または記録の受益権の取扱い) 第48条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付<u>および償還金の支払い等</u>については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。	(交換にかかる時効) 第48条 受益者が、<u>第47条第1項の交換</u>について、<u>交換開始日</u>から10年間その<u>交換</u>の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。 (質権口記載または記録の受益権の取扱い) 第48条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

以上